

江東区監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第18条の規定に基づき、令和5年度第2回定期財務監査の結果に対し、江東区長及び江東区教育委員会から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、釧先委員及び河野委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

令和6年3月15日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 江東区監査委員 | 松 | 土 | 英 | 男 |
| 同 | 藏 | 田 | 朝 | 彦 |
| 同 | 釧 | 先 | 美 | 彦 |
| 同 | 河 | 野 | 清 | 史 |

令和5年度第2回定期財務監査 指摘事項措置報告書

〔こども未来部 こども家庭支援課〕

1 指摘事項

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、国より交付されていた。事業実績報告に基づき交付額が確定されたことに伴う超過交付分が発生したため、定められた納付期限までに返還することになっていた。

| 事業名 | 返還金 | 納付期限 |
|---------------------------------|--------------|------------|
| 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（先行給付金分） | 326,731,881円 | 令和4年11月28日 |
| 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（追加給付金分） | 325,673,714円 | 令和4年11月28日 |

上記2件の返還金に関する納付書類については、こども家庭支援課からの報告によると、東京都より令和4年9月6日付令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金交付額確定通知書とともに同課へ到達し、支払期限は同年11月28日とされていたが、返還手続きを失念したため支払期限と同日の処理となってしまった。

その結果、支払期限より1日遅れて支払われたため、年率10.95%で算定された延滞金195,721円が発生した。

| 事業名 | 延滞金 |
|---------------------------------|----------|
| 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（先行給付金分） | 98,019円 |
| 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（追加給付金分） | 97,702円 |
| 計 | 195,721円 |

本件指摘事項は、本来支出する必要のない延滞金を支出したことにより、区に損害を生じさせたものである。

補助金返還手続きを失念した要因として、業務執行にかかる確認体制の不備に加えて、急遽実施された本事業への対応に必要な職員体制の構築が不十分であったことが考えられる。

会計処理にあたっては、遅滞や遺漏が生じないよう課内における確認体制を総点検するとともに、職員一人ひとりの業務量を的確に把握したうえで必要な職員数を確保し適正に事務の分担を行う等、再発防止策を講じられたい。

2 措置事項

業務の執行にあたり適正な会計処理に努めていたにもかかわらず、課内の確認体制の不備により延滞金が発生し、令和5年度第2回定期財務監査において指摘事項を受けるに至った。今回の指摘事項を重く受け止め、今後このような事態を引き起こすことがないように、以下のとおり措置を図り、再発防止に努める。

- ・ 本件指摘事項を踏まえ、同様な事例は、他に発生していないことを確認した。

- ・ 本件指摘事項については、国により決定された給付金事業への早急な対応が求められたため、十分な職員体制が構築できなかったこと、及び、担当者個人に補助金業務を任せきりにし、人為的なミスについて係内でチェックする体制が不十分であったことが原因と考えている。

- ・ 年間を通して執行手続きの漏れがないように、以下の通り再発防止に取り組む。
 - ① 各事業担当で週初めに当該週の個々の業務予定について、対面もしくはチャット機能を用いて共有する。
 - ② 給付金等イレギュラー業務を含む全事業分の補助金スケジュール表を朝会フォルダに格納し、都度担当が更新することにより、進捗を共有する。
 - ③ 上記執行予定について、係長が確認する体制とする。

1 指摘事項

江東きっずクラブ条例第9条において定められている利用料の令和4年度収入未済繰越額と令和3年度末の収入未済額に230,500円の相違が生じていた。地域教育課の報告では、相違している金額の内訳や原因が不明であった。江東区会計事務規則第47条において、当該年度において調定したもので、出納閉鎖期日において収入未済となったものがあるときは、その未済額を翌年度に繰越し、以下この例に従って順次繰越さなければならないと定められている。

本件指摘事項は、複数年にわたり生じていたものであり、確認体制の不備を指摘せざるを得ず、原因を究明し適正に修正されたい。

同利用料の取扱いにあたっては、同規則等の関係規定を遵守するとともに、管理の実態を再点検し、早急に事務執行体制を見直されたい。

2 措置事項

本件指摘事項について、江東きっずクラブA登録のスポット利用料の納入済通知書を財務会計上の収入額と照らし合わせる作業を行ったところ、以下の事実が判明した。

1 令和3年度のスポット利用料の口座振替分、令和4年2月分と3月分（3月末引き落とし及び4月末引き落とし）合計225,000円が翌4年度の収入として計上されていた。これは、独自システムである入退室管理システムにて出力する請求データの一部のが「年度」ではなく「年」と自動的に付されていたためであった。

2 地域教育課窓口で令和4年4、5月に保護者が支払ったスポット利用料合計5,500円は、令和3年度分の納付書で区役所8階のみずほ銀行に入金すべきであったが、誤って令和4年度分の納付書で入金していた。

上記1、2により令和4年度収入未済繰越額と令和3年度末の収入未済額に相違が生じていたものである。

1の原因はシステム上の誤りであり、2は職員の単純なミスである。

1については、入退室管理システムの事業者に請求データを正しく出力するよう改修依頼済みであり、近日改修完了予定である。今後、独自システムを開発、改修する場合は、不具合がないかどうか徹底したシステム・チェックを実施することとする。

2については、出納閉鎖期間について、窓口払いした利用料のみずほ銀行に入金する場合、納付された年度を確認し、正しい納付書を作成することを徹底するとともに、複数職員によるチェックを実施する。課内のマニュアルに出納閉鎖期間の事務処理について注意事項を記載し、それを見れば誰でも正しい処理が行えるようにする。さらにチェックリストを作成し、誤処理をしないようにチェック体制を徹底する。